

# 沖縄事業再生

## 7月 理事会・勉強会のご案内 (第82回)

2017年6月26日  
沖縄事業再生研究会  
代表理事 与世田兼稔、竹下勇夫

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室  
日 時：2017年7月21日(金) 18:00~20:00

(理事会) 18:00~18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

(勉強会) 18:10~20:00

【テーマ】  
行政型倒産 ADR の危険な兆候について

講 師： 中島弘雅氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

### 【講演等の概要】

倒産 ADR は、裁判外で中立公正な第三者の関与によって債務者の事業再生を目的として再建計画や債務調整の合意を図っていく手続である。倒産 ADR には、①民間型、②行政型、③司法型の三つがあるが、このうち、近時、その利用件数の伸びが著しいのが②行政型倒産 ADR である。中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等による再生支援が、この②行政型倒産 ADR に属する。その中でも、特に中小企業再生支援協議会による再生支援手続の利用件数は、2013年と2014年には年間2500件前後となり、他の倒産 ADR の利用件数を圧倒している。他方、民事再生や会社更生といった法的再建手続の申立件数は、近時、減少の一途をたどっている。

中小企業再生支援協議会は、中小企業庁の委託を受け、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた認定支援機関(多くは各都道府県の商工会議所)の中に設置された支援事業部門のことである(産競法127条)。支援協議会による再生支援が爆発的に増えたのは、日本政府が、2013年に金融円滑化法が終了した後に企業倒産件数が増加するのを防ぐため、支援協議会に年間3000件の再生支援を行うよう要請したことの結果であるが、支援協議会による再生支援案件の中身を見てみると、債権カットを伴うものは全体の1割もなく、その殆どがリスケジュールによる支援にとどまっている。しかも、中には、今後50年間返済を続けても債務を完済できないような企業が、利息の支払いだけを続けているような案件もある。これは、まさしくゾンビ企業の延命策以外の何物でもなく、間違った使い方といわざるを得ない。今回は、こうした行政型倒産 ADR の現状と問題点について報告することにしたい。

### 【講師ご紹介】

1954年3月10日、兵庫県生まれ。2004年4月より現職。民事手続法専攻。

(紹介者：沖縄国際大学准教授 上江洲純子氏)

※ご出欠連絡については、諸準備の都合上、本メール返信にて7月12日(水)までをお願いいたします。

沖縄事業再生研究会(事務局)  
日本公認会計士協会沖縄会  
E-mail: [okinawa@sec.jicpa.or.jp](mailto:okinawa@sec.jicpa.or.jp)  
[t.gova@sec.jicpa.or.jp](mailto:t.gova@sec.jicpa.or.jp)

Tel 951-1820 Fax 951-1833  
(担当：呉屋)